

## 決議第1号

### 三倉美千子議員に対する辞職勧告決議

6月29日の本会議における笹山議員の緊急質問により、三倉範子前教育委員の地方教育行政法違反が明らかになったところである。文部科学省通達によると、地方教育行政法の違反者は懲戒処分の対象となる旨明記されており、違反者本人が、その処分の判断を待つことなく辞職したことは懲戒処分逃れの悪質な行為であるといわざるを得ない。更に、法律違反を犯していると認知したにも関わらず、辞職届を受理した執行部の対応にも問題があると考ええる。また、本件のような事例に対しては、「公職選挙法違反に該当する」との見解もあり、三倉範子前教育委員の地方教育行政法違反事案はまだまだ不明な点が多く、人吉市議会としても詳しく調査する必要がある。そしてさらに、選挙運動における明白な違法行為に加担した、三倉範子前教育委員の母親である三倉美千子議員の責任は重大であり、何ら責任を負うことなく議員職にとどまることは道義的に見ても許されることではない。

また、本件はマスコミ報道により多くの市民が知るところであり、このままでは、コンプライアンスが厳しく求められている議会そのものが市民からの信頼を大きく損なう懸念が払拭できず、この際三倉美千子議員におかれては、潔く議員を辞職されるべきが妥当であると考ええる。

よって、本議会は、三倉美千子議員に対して、みずからの責任と意思によって、議員の職を辞任することを勧告するものである。

以上、決議する。

平成27年7月2日

人吉市議会